

平成30年5月

日本旅行業協会 御中

京都市行財政局
税務部税制課担当課長
(担当:大野,辻村 電話 075-708-5016)

京都市宿泊税条例の施行に係る周知について（依頼）

平素は、京都市政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、京都市では、国際文化観光都市京都の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、京都市宿泊税条例を**平成30年10月1日から施行**することとしました。

つきましては、別紙のとおり京都市宿泊税の概要に係る送付文及び周知チラシをお送りいたしますので、貴協会に加盟の旅行者に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

京都市行財政局税務部税制課（担当：大野，辻村）

電話 075-708-5016

（京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル6階）

平成30年5月

旅行業を営まれている皆様へ

京都市行財政局
税務部税制課担当課長
(担当:大野,辻村 電話 075-708-5016)

京都市宿泊税条例を10月1日から施行いたします

平素は、京都市政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、京都市では、国際文化観光都市京都の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、京都市宿泊税条例を**平成30年10月1日から施行**することとしました。

つきましては、下記のとおりその概要等をお知らせいたしますので、京都市内の宿泊施設を取り扱われる際には御留意いただき、お客様への周知に御協力をお願いいたします。

なお、宿泊者への周知用チラシを併せて送付させていただきますので、御活用いただければ幸いです。

記

1 本市が導入する宿泊税の概要

(1) 目的

国際文化観光都市京都の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を課します。

※ 平成30年度予算における宿泊税の使途は主として以下のとおりです。

ア 混雑対策

(例) 観光案内標識の設置・改良, 安心・安全な東大路歩行空間創出事業, 市バスの混雑対策(前乗り後降り方式導入)への支援など

イ 民泊対策

(例) 通報・相談窓口の体制強化, 現地調査員(見回り部隊)の増強など

ウ 宿泊事業者支援

(例) 旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援

エ 受入環境の整備

(例) 外国人観光客マナー啓発, 観光地周辺のトイレ洋式化, 京都観光オフィシャルサイトの機能強化(観光地の分散化や京都の生活スタイル・習慣の周知)など

オ 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全

(例) 京町家の改修助成制度の創設・拡充, “京都を彩る建物や庭園”助成制度, 歴史的町並み再生事業, 無電柱化事業など

(2) 課税対象

宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課します。

※ ホテル, 旅館, 簡易宿所等のほか, いわゆる違法民泊等への宿泊者も含めた, すべての宿泊者が対象となります。

(3) 課税免除

修学旅行その他の学校行事に参加しているもの及びその引率者に対しては, 宿泊税を課しません。

(4) 税率

宿泊者1人1泊につき次に掲げる区分とします。

ア 宿泊料金が2万円未満である場合	200円
イ 宿泊料金が2万円以上5万円未満である場合	500円
ウ 宿泊料金が5万円以上である場合	1,000円

(5) 徴収の方法

特別徴収の方法(宿泊事業者の方が税を徴収し, 市に納入していただく方法)によります。

(6) 課税の開始時期

平成30年10月1日

2 今後の予定

平成30年5月～7月 宿泊施設を運営されている方を対象とした説明会の開催

※ 旅行業を営まれている皆様も参加いただけます。

説明会の開催日等は, ホームページを御覧ください。

10月 宿泊税の導入

3 その他

宿泊税に関する様々な情報を以下のホームページに掲載しておりますので御覧ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000226279.html>

【お問合せ先】

京都市行財政局税務部税制課(担当: 大野, 辻村)

電話 075-708-5016

(京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル6階)

京都市内に宿泊される皆様へ
To all guests staying in accommodations in Kyoto City

京都市では平成30年10月1日から 宿泊税を導入します。

In Kyoto City, a new accommodation tax will be implemented starting October 1, 2018.

京都市では、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図るため、10月1日から京都市内に宿泊される方を対象に、法定外目的税として宿泊税を課税します。

この貴重な税源を活用し、「住んでよし訪れてよし」のまちづくりを着実に推進していきます。

In order to increase the attractiveness of Kyoto City as an international tourism destination and to plan the further promotion of tourism, Kyoto City will impose a municipal accommodation tax on all guests staying within Kyoto City limits starting on October 1, 2018.

The municipality plans to use the tax revenue to conduct a more balanced method of city planning to make Kyoto both a favorable place to live and to visit.

■ 課税対象 Target of Accommodation Tax

- 宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課します。
- 旅館業法に定める旅館業を営む施設（ホテル、旅館、簡易宿所）及び住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設へのすべての宿泊者が対象となります。
- The tax will be levied on guests staying at accommodation facilities/residences which accept accommodation fee.
- This tax will be imposed on those staying at any facilities accepting money for accommodation as stipulated in the Hotel and Ryokan Management Law. This includes hotels, ryokans, simple accommodations, as wells as residence rentals stipulated in the Private Lodging Business Law.

■ 税率 Tax Rates

宿泊料金（1人1泊）	税率
20,000 円未満	200 円
20,000 円以上 50,000 円未満	500 円
50,000 円以上	1,000 円

Accommodation Fee Person Per Night	Tax Amount
Under 20,000 JPY	200 JPY
Over 20,000 JPY to 49,999 JPY	500 JPY
Over 50,000 JPY	1,000 JPY

※修学旅行その他の学校行事に参加している
もの及びその引率者に対しては宿泊税を課
しません。

■ お問い合わせ先

京都市行財政局税務部税制課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の 1

井門明治安田生命ビル 6 階

TEL:(075)708-5016 FAX:(075)213-5220

<地下鉄>烏丸線・東西線「烏丸御池駅」4-2 出口すぐ

<市バス>「烏丸御池」下車すぐ

